

岩手県告示第 81 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 3 項において準用する同法第 53 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、県営一関第 1 地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成 19 年 2 月 2 日

岩手県知事 増 田 寛 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
一関市川辺字高田	132 番 2	田	田	495	309
一関市中里字藤後	50 番	畑	畑	702	65
〃	59 番 2	〃	田	1,309	1,209
〃	75 番 1	原野	原野	96	4
一関市中里字三番谷起	81 番	畑	畑	85	60
一関市中里字大水門	54 番	〃	田	1,315	578
〃	63 番	原野	原野	99	4
一関市中里字下大林	14 番	畑	田	912	95
〃	16 番	原野	原野	62	3
〃	20 番 1	田	田	2,493	135
〃	85 番	畑	畑	658	65
一関市中里字下穴谷地	56 番	〃	田	204	49
一関市中里字一番谷起	28 番 1	田	〃	287	205
〃	93 番	畑	畑	343	127
〃	94 番	〃	〃	161	56